

障害者の文化芸術活動を支える拠点のあり方等に関する検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（令和2年3月策定）に基づき、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動を楽しめる拠点や支援する人が集える拠点となる機能を有する「場」の構築、拠点のあり方について、学識経験者等の意見を聴取するため、障害者の文化芸術活動を支える拠点のあり方等に関する検討懇話会（以下、「懇話会」）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者の文化芸術活動を支える場の構築に向けた具体的方策に関する意見・助言
- (2) 障害者の文化芸術活動を支える場の検討にあたり、県が担う拠点機能に必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 懇話会は、別紙に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に、座長および副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日から令和3年3月31日までとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、文化スポーツ部長が招集する。

- 2 会議は原則として公開とする。
- 3 文化スポーツ部長は、必要に応じて委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、文化スポーツ部文化芸術振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は文化スポーツ部長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(別紙)

障害者の文化芸術活動を支える拠点のあり方等に関する検討懇話会 委員名簿

氏 名	役 職 等
おおさわ とらお 大澤 寅雄	NPO 法人アート NPO リンク 理事 株式会社ニッセイ基礎研究所 芸術文化プロジェクト室 主任研究員
おおした よしゆき 太下 義之	文化政策研究者 同志社大学 経済学部 教授
きたむら しげみ 北村 成美	湖南ダンスカンパニー ディレクター
すずき きょうこ 鈴木 京子	国際障害者交流センター (ビッグ・アイ) 事業プロデューサー (副館長)
たに せんいちろう 谷 仙一郎	NPO 法人元気な仲間 代表理事
たばた かずえ 田端 一恵	社会福祉法人グロー (GLOW) 法人本部企画事業部 部長
なかざき ひとみ 中崎 ひとみ	社会福祉法人共生シンフォニー 常務理事
ひろべ たけし 廣部 猛司	湖北アール・ブリュット展推進会議 理事長
やました まさと 山下 完和	社会福祉法人やまなみ会 やまなみ工房 施設長

(敬称略・50 音順)